

公布された規則のあらまし

○佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行細則（規則第 13 号）

- 1 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法の施行に関し、特定都市河川浸水被害対策法施行令、特定都市河川浸水被害対策法施行規則及び佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 雨水浸透阻害行為の許可手続に関し必要な事項を定めることとした。（第 3 条～第 10 条関係）
- 3 標識及び身分証明書の様式について定めることとした。（第 11 条及び第 12 条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。